

プロポーザルに関する質問及び回答（「510列島まつり」イベント開催業務）

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領12(7)	参加表明書提出後に提案内容を検討した結果、提案書提出を辞退することは可能ですか。	可能です。 その場合は様式第5号「提出意思確認書」を提出してください。
2	実施要領1(5)・仕様書3①	仕様書にある会場借用等の事務処理の範囲は、アミュプラザ長崎の会場予約、使用の交渉・許可手続きは受託者が行い、施設使用料・電気料金等の会場費は受託費（5,900,000円以内）に含まれるという認識で間違いありませんか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書3②	かもめ広場で使用可能なテントは2.4m×2.4mです。物販ブース14枠、物販（実演）ブース2枠、ワークショップブース2枠、観光PR等ブース2枠、インフォメーション1枠、給排水・ストックヤード1枠、スタッフ控え1枠の必要なテントの数、給排水設備・電気設備が必要なブースの種類と数及び電気の使用容量を教えてください。また今回の受託費用に含まれるブースの仕様・装飾や必要備品も教えてください。	仕様書3②：会場のレイアウト及び設営・撤去等については、提案書にて提案ください。 なお、参考までに昨年実施した510列島まつりのイベント時のブース数、給排水設備・電気設備等については以下のとおりです。 【令和7年度510列島まつり】 出店事業者数：16事業者（うち、ワークショップ1事業者） テント（2.4m×2.4m）：17張 テント（3m×3m）：3張 テーブル：36卓 イス：36脚 ステンレス2槽シンク（W1.2m×D0.6m×H0.8m）：1式 200V4回路：1式 タイトル・会場案内MAPサイン等：1式
4	仕様書3②	出店者や出演者の募集・選定やそれにかかる費用は今回の業務委託に含まれないという認識で大丈夫ですか 物販（実演）ブースでの食品の取り扱いの場合、食品衛生法上の届出・許可の責任主体は出店者ですか受託者ですか、そのとりまとめは実行委員会ですか。	出店者、出演者の募集・選定に関しては、事務局にて行いますので、今回の業務委託には含まれません。 ただし、島内の出店者に対しての旅費等（交通費、宿泊費、運搬費など1社あたり5万円）、什器代などの助成金（1社あたり3万円）の支払い及び当該事務については、今回の業務委託の中に含めて提案いただきますようお願いいたします。 また、食品衛生法上の届出・許可については原則として出店者対応とし、その進捗管理・取りまとめ等は受託者にて行うこととします。
5	仕様書3④	イベントの開催時間は決まっていますか。会場警備は昼間・夜間に必要ですか。	イベントの開催時間は決まっておりません。提案書にて提案ください。 また、会場警備に関しては夜間の対応を想定しております。

6	仕様書3⑤・4	⑤の開催結果報告でアンケート結果とありますがアンケートは3日間来場者を対象に行えばよいですか。また「売上額」「参加者数」の定義を教えてください。それと、報告書の形式・提出期限を教えてください。	アンケートの対象者に関しては、ご認識のとおりです。 また、「売上額」、「参加者数」の定義については、以下のとおりです。 売上額・・・各出店者の1日ごとの売上金額 参加者数・・・当該イベントの来場者数 なお、報告書等の形式・提出期限に関しては、受託候補者が決まり次第、個別に協議いたします。
7	仕様書3※	「販売手数料は事業者負担」とあるが、これは各ブースの販売における会場への手数料の支払いは今回の業務委託に含まれないという認識で大丈夫ですか。	ご認識のとおりです。
8	仕様書3	屋外開催のため、雨天・荒天時の対応（中止判断や中止となった場合の費用等）はどうなりますか。	雨天・荒天時の対応（中止判断や中止となった場合の費用等）については、受託候補者が決まり次第、個別に協議いたします。
9	仕様書3・5	イベント保険（賠償責任保険等）の加入義務はありますか、加入の場合保険料は受託費に含まれますか。事故・怪我時の責任の所在はどうなりますか。	イベント保険（賠償責任保険等）の加入義務はございません。イベント保険の加入の有無に関しては提案書にて提案ください。 ただし、原則として受託者は本業務の実施にあたり事故防止及び安全管理に万全を期すものとし、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとしますので、本業務の内容等を十分踏まえたうえで検討ください。
10	実施要領10(4)・11	受託した場合の費用の支払い条件はどうなりますか。	支払いに関しては事業完了後の精算払になります。
11	実施要領8	提案書について、社名あり(正)となし（副）、それぞれ何部提出が必要でしょうか。	提案書に関しては、6部提出をお願いします。内訳に関しては、代表者印を押印した原本は1部とし、残り5部はその写し(白黒コピーでも可)を提出ください。